

府職労・病院労組の要求で実現！

新型コロナウイルス特殊勤務手当 日額3,000円の支給を回答

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、連日連夜、府民のいのちと健康を守る最前線で必死に頑張っておられるみなさんに、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

感染拡大に歯止めがかからない状態が続くもと、府立病院の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れも拡大し、すでに病床は満床状態となり、大阪府からの要請によってさらに拡大する動きになっています。

こうした事態を踏まえ、府職労・府立病院労組は、3月3日に要求書を提出し、3600円の特殊勤務手当を大幅に増額するよう求めていました。

その後、3月31日には「新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟（以下「コロナ病棟」という）」へ専ら勤務する職員等に、3月1日にさかのぼって月額1万4600円（日額は3600円のまま）を支給するという回答を得ましたが、府職労・病院労組は、コロナ病棟へ応援に行った看護師等が対象になっていないことや金額水準が低いことを指摘し、再検討を求めていました。

4月15日にはあらためて緊急要求書（裏面掲載）を提出し、医師・看護師等の病院職員の安

全確保と労働条件改善を求めました。

その後、病院機構より提案（別掲参照）があり、①コロナ病棟勤務の医師・看護師・技師・看護助手に対し、月額2万5千円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、②コロナ患者の治療・看護、病原体付着物の処理、病原体の検査等、患者と直接対応した職員に対し、日額1000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、③緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、④コロナ患者の治療・看護、病原体付着物の処理、病原体の検査等、患者と直接対応した職員に対し、日額1000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑤緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑥緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑦緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑧緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑨緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑩緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑪緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑫緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑬緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑭緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑮緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑯緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑰緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑱緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑲緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、⑳緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉑緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉒緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉓緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉔緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉕緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉖緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉗緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉘緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉙緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉚緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉛緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉜緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉝緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉞緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㉟緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊱緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊲緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊳緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊴緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊵緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊶緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊷緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊸緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊹緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊺緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊻緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊼緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊽緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊾緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、㊿緊急事態宣言下においては日額3000円（緊急事態宣言下においては日額3000円）を支給、

労働条件にかかわる事項あり、本来であれば労働組合との協議を行うもですが、現在の状況の中、いち早く対応するため、

令和2年4月15日

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊業務手当等の特例について

1 提案理由

緊急事態宣言が発令される状況において、急を要する新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、特例として特殊業務手当等を改正する。

2 提案内容

(1) 特殊業務手当の特例（職員給与規程第40条の2）

新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟へ専ら勤務する職員等について、特例として、大阪府立病院機構給与規程第40条の2に規定する特殊業務手当の対象とした下記金額の改定を行う。

- 以下の業務の種別に掲げる職員に対し、月額を改定する。
ただし、緊急事態宣言下においては、日額を支給する。
- ①の適用に当たっては、月の初日に勤務する事業場の業務に基づいて確認するものとする。
ただし、令和2年4月については、月額支給とせず、令和2年4月1日から4月6日の間は、改正後の月額の日割り計算により支給する。
また、緊急事態宣言が月途中で解除された場合は、月額支給とせず、その日から当該月の末日までの間は、改正後の月額の日割り計算により支給する。
- 特殊業務手当の支給を受けるものについては、現行の職員給与規程第37条防疫等作業手当については併給しないものとする。

業務の種別	現行	改正(案)	
	月額	月額	緊急事態宣言下日額
1 新型コロナウイルス感染症患者の診療に直接従事することを常態とする医師及び歯科医師	円 14,600	円 25,000	円 3,000
2 新型コロナウイルス感染症患者を専ら入院させるための病棟に勤務する看護師、助産師及び准看護師	円 14,600	円 25,000	円 3,000
3 新型コロナウイルス感染症患者の看護に直接従事することを常態とする看護師、助産師及び准看護師	円 14,600	円 25,000	円 3,000
4 新型コロナウイルス感染症患者に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	円 14,600	円 25,000	円 3,000
5 新型コロナウイルス感染症患者を専ら入院させるための病棟に勤務する看護助手	円 14,600	円 25,000	円 3,000

(2) 防疫等作業手当の特例（職員給与規程第37条）

新型コロナウイルス感染症に関し、病院に勤務する職員等が、次に定める業務に従事したときは、当面の間、防疫等作業手当の額は、**従事した日1日につき、360円を1,000円と読み替える。ただし、緊急事態宣言下においては、従事した日1日につき、3,000円と読み替える。**

- 新型コロナウイルス感染症の患者の治療又は看護
- 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着している物の処理
- 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務
- 新型コロナウイルス感染症の患者に直接対応

3 実施日 令和2年4月1日に遡って適用

組合加入はこちらから→

労働条件改善には労働組合が必要

協議は省略し、直ちに実施するよう求めました。
また、その他の要求項目（職員の安全確保、必要物品の確保、看護師等の増員など）についても引き続き努力するよう求めました。

緊急時だからこそ、労働組合がしっかり現場の状況を把握し、要求することで労働条件を向上させることができます。
引き続き、府職労・病院労組は、府立病院職員が緊急時であっても、安全に働き続けられるよう取り組みを進めます。そのために、みなさんの府職労・病院労組への加入を心より呼びかけます。



2020年4月15日

大阪府立病院機構

理事長 遠山 正彌 様

大阪府関係職員労働組合

執行委員長 小松 康則

大阪府立病院機構労働組合

執行委員長 山本 桃代

新型コロナウイルス感染患者に対応する医師・看護師等の安全確保と労働条件に関する緊急要求書

新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状態が続いています。府立病院の新型コロナウイルス感染患者の受け入れも拡大し、すでに病床は満床状態となり、大阪府からの要請によってさらに拡大する動きになっています。

当該病院では、医師・看護師が患者の命を救うため、連日連夜、感染患者の看護・ケアにあたっています。

医療崩壊を招く事態を回避するためにも、職員の安全確保を最優先し、労働条件を整備するよう緊急に要求しますので、至急、回答・対応をお願いします。

1. 医療崩壊を招く事態を回避するためにも、医師・看護師等の職員の安全確保を最優先すること。防護服、マスク、手袋等の感染防止に必要な物品を不足なく用意すること。防護服の代用品を使用する場合は、安全性を十分に検証したうえ、ガウンテクニック等を周知・徹底すること。
2. 新型コロナウイルス感染患者に対応する業務には、防護服の着脱等の時間を要するため、十分な看護師の配置を行うこと。患者を受入れているセンターの看護師を緊急増員すること。
3. 新型コロナウイルス感染患者に対応する医師・看護師等が定期的にPCR検査を受けられるようにすること。また、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、公務災害認定を行うとともに、府立病院機構として十分な補償を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染患者に対応する医師・看護師等全員に防疫等作業手当の金額(現行(3月1日より)月額14,600円)を大幅に引上げること。また、発熱外来等の看護師、患者受付担当者、応援対応の看護師等にも対象を拡大すること。
5. 以上の要求を速やかに実現し、今後の新型コロナウイルス感染患者の拡大にも対応できるように大阪府に対し、必要な予算措置、人的支援を要請すること。